

3 世帯類型による子どもの貧困の状況

「2 子どものライフステージに見られる貧困の状況」では、子どもの成長段階における貧困に関わるデータから課題を整理しました。

ここでは、貧困であったり、また貧困に近い状態になりやすいと考えられる世帯類型として、生活保護世帯、ひとり親家庭、社会的養護を受ける子どもについて、それぞれの現状と課題を整理します。

○生活保護世帯における子どもの状況

(1) 子どもの数の推移

本県の生活保護世帯の増加については「1 子どもを取り巻く社会の状況 (3) 生活保護世帯、準要保護児童生徒数の増加」のとおりで、生活保護を受けている19歳以下の子どもは、平成26年度において1,435人で全受給者14,464人の9.9%となっており、リーマンショック前の平成19年度の904人と比較すると、約1.6倍に増加しています。

[表 本県における生活保護を受けている子どもの数の推移]

	0～19歳 (人)	全受給者 (人)	0～19歳 (構成比)
平成19年度	904	8,688	10.4%
平成20年度	868	8,745	9.9%
平成21年度	986	9,816	10.0%
平成22年度	1,288	11,665	11.0%
平成23年度	1,416	12,984	10.9%
平成24年度	1,386	13,419	10.3%
平成25年度	1,394	13,953	10.0%
平成26年度	1,435	14,464	9.9%

(県生活保護統計)

平成18年度の調査結果によると生活保護世帯で育った子どもが、成人して再び生活保護を受ける割合は約25%とされています。生活保護世帯で育った子どもの4人に1人は再び生活保護を受けていることになり、さらに母子家庭については約40.6%、2.5人に1人が生活保護を再受給しているという状況があります。※

※道中隆「生活保護と日本型Working poor—生活保護の稼働世帯における就労インセンティブディバイド」

(2) 高等学校中途退学率

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校中途退学率は4.7%であり、全体の中途退学率1.4%の3倍以上となっています。年度ごとに数値にばらつきがありますが、中途退学率が高い傾向にあるといえます。※

また、生活保護世帯へのアンケートにおいては、中途退学者の約8割がひとり親家庭、半数以上の保護者の最終学歴が中学校卒となっています。

※P.19「イ 中途退学者の状況」参照

[表 高等学校中途退学率（平成26年度）]

	高等学校中途退学率（%）	
	生活保護世帯	全世帯
群馬県	4.7	1.4
全 国	—	1.5

（生活保護世帯：県健康福祉課調べ）

（全世帯：文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

高等学校中途退学を含む最終学歴が中学校卒である者の貧困リスクが高いことが指摘されており、高等学校卒業を目指すという観点での支援が求められています。

生活保護世帯は、子どもの学習塾や習い事などの補完的な学習等について経済的な負担が困難であることが多く、経済的な負担のない学習支援が望まれています。

さらに、学習支援とあわせて心理的なサポート体制の整備も重要であり、民間団体等の多様な社会資源を活用した支援を検討する必要があります。

高等学校等中途退学者については、学び直しの道を閉ざさないよう、学校等教育現場、行政、民間団体等との連携が必要です。

（3）進学率等

本県の生活保護世帯の子どもの進学率については、高等学校中途退学率と同じく対象者が少なく、また、年度ごとに数値にばらつきがありますが、直近の調査数値（平成26年4月現在）をみると、高等学校等進学率は、生活保護世帯の子どもの全世帯と比較し、12.1ポイント低く、さらに全国の生活保護世帯の子どもよりも4.7ポイント低い状況です。また、大学等進学率は、本県の生活保護世帯の子どもは全世帯と比較し36.3ポイント低く、さらに全国の生活保護世帯の子どもよりも3.0ポイント低い状況です。

中学卒業後の就職率については、県の生活保護世帯の子どもは全世帯と比較し7.3ポイント高く、さらに全国の生活保護世帯の子どもよりも5.7ポイント高い状況です。また、高等学校等卒業後の就職率は、本県の生活保護世帯の子どもは全世帯と比較し、34.8ポイント高く、さらに全国よりも9.9ポイント高い状況です。

[表 生活保護世帯に属する子どもの進学率等]

区 分	進学率（%）						就職率（%）					
	高等学校等進学			大学等進学			中学卒業			高等学校等卒業		
	生保世帯	全世帯	比較	生保世帯	全世帯	比較	生保世帯	全世帯	比較	生保世帯	全世帯	比較
群馬県	86.4	98.5	▲12.1	15.5	51.8	▲36.3	7.7	0.4	7.3	53.5	18.7	34.8
全 国	91.1	98.4	▲7.3	18.5	53.8	▲35.3	2.0	0.4	1.6	43.6	17.5	26.1
県・全国比	▲4.7			▲3.0			5.7			9.9		

※大学等には専修学校を含まない。

※生活保護世帯の「高等学校等」は、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等とする。

（厚生労働省社会援護局保護課調べ（H26.4現在）、平成26年度ぐんまの学校統計）

生活保護世帯の子どもは、教育の機会均等が確保されていない傾向にあり、質の高い教育が受けられる環境が整っていないと推測されます。

進学率の上昇は、将来の所得の増大につながる可能性を高めることから、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要であり、教育の機会均等を確保する必要があります。

前述のとおり、生活保護世帯は、子どもの学習塾や習い事などの補完的な学習等について経済的な負担が困難であることが多く、経済的な負担のない学習支援が望まれています。

また、子どもの家庭環境を整えるためにも、あわせて保護者に対する生活支援が必要です。

(4) 子どもの実態

本県の福祉事務所において生活保護業務に携わる職員が認識した生活保護世帯における子どもの実態について、平成27年にアンケート調査を実施しました。

ここでは、アンケート結果から見える子どもの実態について、整理しました。

○「生活保護受給世帯に属する子どもの実態に関する調査」概要

実施時期：平成27年7月

調査対象：県内の生活保護業務を実施する17か所の福祉事務所

調査内容：各事務所の担当職員が業務を行ってきた中で、生活保護受給世帯の子ども本人又は保護者等から受けた子どもの学校生活、学業、日常生活についての相談内容と、日頃の業務の中で、生活保護受給世帯の子どもについて課題と感じていること、子どもの貧困の問題について感じることを調査したもの。

ア 学校生活

担当職員が、生活保護世帯の子ども本人から受けた相談のうち、学校生活についての相談は、学校に行きたくない等の登校に関することが7件、友人ができない等の友人に関することが3件、教材代を払えない等の世帯の経済状況に関することが2件となっています。

また、保護者から受けた子どもの学校生活についての相談は、学校に行かない、行かせたくないなどの登校に関することが17件、学校にかかる経費の給付等の生活保護制度に関することが12件、生活保護世帯であることでいじめられている等の子どもに関することが12件となっています。

[図 学校生活についての相談（本人から、保護者から）]

